

12 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
自発的なキャリア・アップの支援 (厚生労働省)	民間活力を最大限活用した就職カウンセリング、マッチング・サービスの充実とともに、自発的なキャリア・アップの支援を図る必要があること等の点に留意しつつ、引き続き、必要な措置を講ずる。	計画・雇用ア	引き続き措置		

イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁 (厚生労働省)	ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備について、引き続き検討を行う。	重点・労働(1) 〔計画・雇用イ〕	検討	検討	
派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し (厚生労働省)	改正労働者派遣法の施行状況、今後の影響の見通し等を踏まえ、引き続き検討を行う。	重点・労働(1) 〔計画・雇用イ〕	検討	検討	
日雇派遣労働における賃金不払等の解消 (厚生労働省)	日々雇い入れられる派遣労働者(日雇派遣労働者)については、賃金からの不透明な天引きによる賃金不払等の問題を指摘する声もあることを踏まえ、労働基準法上問題となった事案を整理し、使用者、労働者等への周知を図る。	重点・労働(1)		措置	
派遣と請負の区分の具体的当てはめの一層の明確化 (厚生労働省)	労働者派遣法の適正な運用を確保するため、37号告示や要領の具体的な当てはめについて、監督及び指導が適切に行われているかを検証しつつ、請負事業主にとってより明確となるようにするための検討を行う。	重点・労働(1)		検討	

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
労働契約法制の整備 (厚生労働省)	労働契約法制は、民法の特別法として、契約当事者である労使双方の意思(労使自治)を可能な限り尊重する必要があること等の点に留意し、労働政策審議会において検討を行ったところであり、その取りまとめ結果に基づき、所要の措置を講ずる。 【労働契約法(平成19年法律第128号)】	計画・雇用ウ	措置済		

エ 就労の促進・チャレンジ機会の拡大

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
理・美容師資格の中卒者の取得要件の見直し (厚生労働省)	a 理容師・美容師資格の取得にあたり、理・美容師養成施設にて、中学校卒業者に対して追加的に課されている講習課程を法改正の趣旨を踏まえて必要なものに限定する観点から見直しを検討する。 【平成19年11月6日理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会報告書】	計画・雇 用工	措置済		
	b 理・美容師資格は、現在でも中学校卒業者が取得可能であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。		措置済		
理・美容師養成施設での教科課程等の見直し (厚生労働省)	a 実務との関連が薄い内容も見受けられる養成段階で教授する教科課程の内容について、質の高い理容師・美容師を養成するという観点を踏まえつつ、受講者の負担を軽減することも重要であることから、理容業務及び美容業務に関連の深い内容を中心とした構成となるよう見直しを行う。	重点・雇 用(2) ア		結論	
	b 理容師及び美容師のうち一資格を有する者が他方の資格を取得する場合、新たに取得しようとする資格に係る養成施設の養成課程を修了する必要がある。その際、一部教科課程は免除されるものの、免除対象外の教科課程の内容についても、両資格間で類似の必修内容があり得ること、また再度受講させる必要性の薄い選択必修内容があり得ることから、両資格の教科課程の内容を精査し、修業年限を見直すことが必要であるという意見があることも踏まえつつ、免除範囲を拡大することを検討する。	重点・雇 用(2) イ		平成20 年末ま でに結 論	平成21 年度の 授業よ り措置

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
国家公務員の採用年齢等の見直し 【人事院】 (内閣官房、総務省) 【人事院】	a 再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年末までに行うよう、要請する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	計画・雇 用工	平成19 年末ま でに検 討		
b 国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)につき、初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、平成20年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	結論		平成20 年度実 施の試 験より 措置		
保育士試験受験要件等の見直し (厚生労働省)	a 保育士試験においては、高卒者及び中卒者について受験要件としている実務経験を積む機会が限定的であるのが実態である。 実務経験の内容について、実務経験の機会を広げる観点から、家庭的保育(保育ママ)の経験を含める等対象範囲を広げるとともに、フルタイム勤務に限らず多様な勤務形態を認める等の見直しについて検討を行い、その結果を広く周知する。	重点・雇 用(1)		検 討 開 始	
	b 保育士養成制度の見直し(養成施設のカリキュラムや保育士試験のあり方等)においては、保育現場での実践力を備えた人材を養成することに留意する。また、高卒程度の学歴を有しない者に対しても、家庭的保育(保育ママ)の経験を有する者については養成施設への入所を可能とする等、育児・保育経験を有する人材がチャレンジする機会を確保する観点から検討する。	重点・雇 用(1)		検 討 開 始	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活保護制度の見直し (厚生労働省)	a 勤労控除については、勤労に伴う必要経費を補填し勤労意欲の増進や自立助長を図る目的から、勤労収入に応じてその一部を生活保護受給者の手元に残す仕組みとしている。しかし、勤労控除の水準が少なく、また、「勤労控除」という名称が生活保護受給者に分かりにくく、制度が勤労意欲の増進につながっていないとの指摘もあることから、就労促進に向けた検討を行う。	重点・雇用(3) ア	検討		
	b 医療扶助については、受給者の申請に基づき指定医療機関の要否意見を踏まえて医療券を交付することにより、現物支給される仕組みとなっているが、受診者に自己負担がないことから、必要以上に受診を繰り返す被保護者が存在するとの指摘がある。このような扶助状況は生活保護からの脱却を阻害する要因にもなっていることから、必要以上の受診を解消するための方策を検討する。	重点・雇用(3) イ		平成20年検討	

オ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
労働基準監督署への届出書類の一括届出化 (厚生労働省)	預金管理状況報告の本社一括届出については、事業場単位での届出に係る労働基準関係法令の考え方の整理もしつつ検討し、早期に措置する。	計画・雇用才	措置済		
労働政策の立案について (厚生労働省)	労働政策の立案に向け、労働者代表及び使用者代表を含む三者構成の労働政策審議会において審議が行われる際には、課題に応じて組織化されていない労働者や使用者を含む多様な者の見解を各種統計調査の活用等を通じてきめ細かく把握し、政策立案に反映する取組を、一層適切に講じる。	重点・労働(2)		逐次実施	